

見積書提出依頼

令和元年9月10日(火)13:30

件名	沖縄大交易会2019・沖縄総合事務局併催事業「コラボしたい！沖縄の素材展 OKINAWA Food Material Fair」に係る運営業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 令和元年12月13日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	令和元年9月17日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 TEL:098-866-0031(内線)81338
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 安慶田、屋嘉比 TEL:098-866-0031(内線)84372、84368
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(10%)を乗じた金額までを記載すること なお、一元未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1. 件名

沖縄大交易会 2019・沖縄総合事務局併催事業「コラボしたい！沖縄の素材展 OKINAWA Food Material Fair」に係る運營業務

2. 趣旨・目的等

今年で7回目となる沖縄大交易会の昨年実績は、サプライヤー（食品加工企業）269社、バイヤー282社の合計551社が参加し、成約率32.5%となっており、年々成果をあげてきているところ。沖縄大交易会は、サプライヤーと海外・国内バイヤーとの商談が主な目的となっているが、参加する県外サプライヤーからは、「沖縄県産素材をもっと知りたい」「県内サプライヤーとマッチングしたい」との声が寄せられている。

そこで、内閣府沖縄総合事務局では、沖縄大交易会の併催事業として、サプライヤー同士のマッチングの促進及び沖縄県産素材の魅力発信を目的に、県産素材の機能性の紹介、および、素材カテゴリーごとに、県内サプライヤーの製造技術や商品を展示・紹介することとしている。

本業務では、併催事業に必要な県産素材の調達、機能性等の情報収集及びパネル作成、素材を使った商品（中間材含む）の調達、会場の設営、運営等の関係業務一式を実施するものである。

2. 沖縄大交易会 2019・沖縄総合事務局併催事業「コラボしたい！沖縄の素材展 OKINAWA Food Material Fair」

- (1) 日時：令和元年11月14日（木）～15日（金）
- (2) 場所：沖縄コンベンションセンター会議棟B（大交易会会場B-3、B-4）
- (3) 参加目標人数：200名程度

3. 業務内容

(1) 県産素材の選定及び機能性等の調査、並びにパネルの作成

大交易会に参加しているサプライヤーの取扱商品、または、大交易会とは関係しないが、有望となる県産素材を合計6点（例：シークワサー、黒糖、アセロラ、塩、紅芋、ウコンなど）選定し、素材の機能性等を調査する。調査した結果は、大交易会当日の展示用のパネル（A2サイズ片面フルカラー12枚）を作成する（日本語、英語、中国語等対応）。なお、素材の選定にあたっては当局と協議すること。

(2) 素材を使った商品集め

(1) で選定した素材を使った商品を、大交易会参加サプライヤーをはじめとする県内企業から集める。当日、各社の商品（試食含む）に加え、企業パンフレットなども展示することとする。商品は、最終商品に加え、中間材（粉末、液体等の原料）も集める。

(3) 大交易会併催事業開催

(1) 及び (2) の展示を行う。当日は、誘客に向けたチラシ（A4 サイズ両面フルカラー500枚、日本語、英語、中国語等対応）を作成し、大交易会事務局と連携し、大交易会参加サプライヤーに配布し、来場を促す。来場者に対しアンケート（A4 サイズ 300枚、アンケート項目は当局と協議）を実施し、集計する。

その他、併催事業実施に係る以下の業務を行う

①関係資機材一式の調達

・ただし、併催事業当日の会場借料については含まない

②関係資機材一式の会場への運搬・設置・撤収

③開催における沖縄大交易会事務局等との調整

④当日は本業務の実施に必要な次の人員を配置すること。

・管理責任者（1名）

本業務全般に係る当局、会場等との連絡調整等を担当

・会場運営担当（2名以上）

会場への誘導、案内、来場者に対してパネル説明等を行う。

・アンケート担当（必要人数）

来場者に対して、アンケート調査（英語、中国語等対応）を行う。

(4) 事業報告書の作成

①作成部数：1部（電子媒体（CD-R）にて納品）

②納品期限：令和元年度12月13日（金）

③納品先：沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

④記載内容：

・実施結果（内容、写真、参加人数等を詳細に記載）

・アンケートやヒアリングの集計結果（グラフ化等すること）

・実施結果の評価・分析に基づく総括を実施（アンケートやヒアリング結果を基に検証すること）

4. その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たり必要な備品等の手配は受託者が行うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、来場者の安全性を最優先に、事故等が起きた場合に迅速かつ適切な対応が取れるよう危機管理体制を確立すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、沖縄大交易会の主催者、会場管理者等と連携を密にすること。
- (4) 業務の実施に当たっては、会場の管理規定等を遵守すること。

5. 契約期間

契約締結日～令和元年 12 月 13 日（金）

6. 連絡調整

契約期間中、作業の進捗状況等について、適宜内閣府沖縄総合事務局に報告を行うこと。その他必要に応じて事前に連絡・相談すること。

7. その他

本業務において疑義が生じた場合、又は仕様書に記載のない事項が生じた場合については、当局と事前に協議すること。

8. 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

9. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL :

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

(案)

請 書

契 約 事 項 沖縄大交易会 2019・沖縄総合事務局併催事業「コラボしたい！沖縄の素材展
OKINAWA Food Material Fair」に係る運営業務

規格及び数量 別紙仕様書のとおり

契 約 金 額 金〇〇〇,〇〇〇円也(うち消費税及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円)

受 注 条 件

- 1 履行期間 契約締結日 ～ 令和元年12月13日
- 2 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- 3 履行遅延の延滞賠償金 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき契約金額の年利5%とする。
- 4 支払条件 履行後適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内とする。
- 5 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 6 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。

上記の金額及び受注条件を持って貴官の指示どおり履行することをお請けします。

令和元年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長 殿

所 在 地
社 名
代表者名